

国土交通省における新型コロナウイルス感染症への対応状況(令和2年4月7日の緊急事態宣言以前の取組)

2020年7月3日時点

【機密性1】

	政府全体の動き等 ・政府対策本部設置(1/30) ・国交省対策本部設置(1/30)	航空関係	船舶関係 (海事、港湾、海保)	観光関係	自動車関係	その他の分野
武漢からの退避オペレーション	<ul style="list-style-type: none"> ●第1便着(1/29:206人) ●第2便着(1/30:210人) ●第3便着(1/31:149人) ●第4便着(2/7 :198人) ●第5便着(2/17:65人) ●3/3までで、武漢からのチャーター便による全ての帰国邦人等について、健康観察期間を終え、宿泊施設からの退去完了 	<ul style="list-style-type: none"> ●チャーター機運航のための駐機場・発着枠の確保、特別動線の確保等を実施 ●羽田空港に、帰国者受入支援のため、リエゾンとして職員を派遣 		<ul style="list-style-type: none"> ●第1便で帰国した退避邦人の宿泊施設(ホテル三日月:千葉県勝浦市)の確保 ●羽田空港、感染症医療センター及びホテル三日月に、帰国者受入支援のため、リエゾンとして職員を派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ●羽田空港からの移動経路等に係る貸切バス手配 ●国立医療研究所に、帰国者受入支援のため、リエゾンとして職員を派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ●帰国者の滞在施設における支援のため、リエゾンとして職員を派遣
ダイヤモンド・プリンセス号への対応	<ul style="list-style-type: none"> ●ダイヤモンド・プリンセス号横浜入港(2/3) ●ダイヤモンド・プリンセス号からの乗客の下船(2/19～2/23:計983名)これとあわせて、米国等による帰国チャーター便を利用する者等を含め計3711名全ての乗員乗客の下船が完了(3/1) 	<ul style="list-style-type: none"> ●ダイヤモンド・プリンセス号に乗船していた外国人の帰国に関し、チャーター機受入れのため、各国当局との連絡調整、発着枠・駐機場の確保、空港内動線の調整等を実施し、迅速な帰国を支援(2/16～3/1) 	<ul style="list-style-type: none"> ●ダイヤモンド・プリンセス号への対応 ・検疫錨地や岸壁の確保について、横浜市と調整(2/3～) ・巡視船艇による周辺海域の巡回、関係職員及び陽性反応者の搬送 ・船内で活動する自衛隊員の後方支援のための船舶の受入等に係る関係機関との調整 ・乗客の下船オペレーションに係るプレハブ施設管理や案内誘導等及び本省との連絡要員として、横浜港(2/6～3/3)及びクルーズ会社の日本支社(2/8～3/6)に職員を派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ●宿泊業関係団体及び旅行業協会等に対し、ダイヤモンド・プリンセス号からの下船に関し、陰性者は感染のおそれがないことを踏まえて対応するよう要請(2/18, 21) 		<ul style="list-style-type: none"> ●ダイヤモンド・プリンセス号に乗船していた米国民等の帰国支援のため、警察庁、首都高速道路(株)等と調整し、横浜から羽田までの首都高速道路等の工事抑制による円滑な通行確保、無料化措置等を行い、移送を支援(2/16,19,20,21, 22,25,26,3/1) ●ダイヤモンド・プリンセス号乗客・乗員を受け入れる愛知県の医療センターまでの移送にあたり、厚労省、警察庁、NEXCO中日本(株)等と調整を行い、SA・PA等に一定のスペースを確保の上仮設トイレを設置、無料化措置等を行い、移送を支援(2/18～26)
水際対策	<ul style="list-style-type: none"> ●WHOの緊急事態宣言(1/31)を受けて、 ・検疫法に基づく「検疫感染症」の指定(2/1) ・感染症法に基づく「指定感染症」の指定(2/1) ・入管法に基づいて、湖北省発行のパスポートを所持している外国人等の入国拒否を実施(2/1) ●閣議了解、政府対策本部決定により、以下に該当する外国人に関し、入管法に基づいて、入国拒否を実施 ・中国・湖北省(2/1)及び浙江省(2/13)における滞在歴がある外国人及び同省において発行された同国旅券を所持する外国人 ・ウエステルダム号に乗船している外国人(2/7) ・感染症発生のおそれがある船舶に乗船している外国人(2/13) ・韓国・大邱広域市及び慶尚北道清道郡(2/27)、慶尚北道慶山市等(3/11)における滞在歴がある外国人 ・イラン・イスファハン州等における滞在歴がある外国人(3/7,11) ・イタリア・ヴェネト州、エミリア＝ロマーニャ州、ピエモンテ州、マルケ州及びロンバルディア州に滞在歴がある外国人(3/11) ・サンマリノに滞在歴がある外国人(3/11) ・イタリア・ヴァッレ・ダオスタ州等、スイス及びスペインの一部地域並びにアイスランドに滞在歴がある外国人(3/19) ・アイルランド、アンドラ、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、フランス、ベルギー、ポルトガル、マルタ、モナコ、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、イランに滞在歴がある外国人(3/27) 		<ul style="list-style-type: none"> ●港湾管理者に対し、ターミナル内における動線の分離、ターミナル内等における患者等の適切な待機場所の確保等を協力依頼(1/24) ●ウエステルダム号について、閣議了解(2/6)をふまえて、運航船社に対し那覇港へ入港しないよう要請(2/6) ●全港湾管理者に対して、閣議了解(2/6,12)をふまえて、適切な対応を取るよう要請(2/6, 2/12) ●外航旅客船事業者等に対し、 ・中国又は韓国からの旅客運送の停止を要請(3/6,27) 	<ul style="list-style-type: none"> ●旅行業協会等に対し、 ・外務省の海外安全情報や厚生労働省の新型コロナウイルス情報など感染対策に係る的確な情報提供、検疫への協力等について協力要請(1/16,21,23) ・外務省の感染症危険情報のレベルに応じ、それぞれ以下のとおり要請 ①レベル3 ツアーの企画・催行のほか、手配旅行についても渡航の可否についても、慎重な判断を行うこと(1/24,31,2/14,3/5,12,13,18, 19,22,24,27,31) ②レベル2 ツアーの企画・催行のほか、手配旅行についても渡航の可否についても、慎重な判断を行うこと(2/25,26,3/5,12,13,18,19,22,24,27,31) ③レベル1 渡航する場合には特別な注意を払い、万全な安全対策を徹底すること(2/28,3/12,13,18,19,22,24,27) ・外務省が発出したスポット情報を受け、ツアーの企画・催行のほか、手配旅行についても中止することを念頭に慎重な判断を行うよう要請(2/12) ・外務省が韓国の一部地域における症例の急増のスポット情報を発出したことを受け、最新の情報の把握と旅行者への正確な情報提供、感染予防措置の徹底等を行うよう要請(2/24) 		

	政府全体の動き等 ・政府対策本部設置(1/30) ・国交省対策本部設置(1/30)	航空関係	船舶関係 (海事、港湾、海保)	観光関係	鉄道関係	自動車関係	その他の分野
水際対策	<ul style="list-style-type: none"> ●閣議了解、政府対策本部決定により、以下に該当する外国人に関し、入管法に基づいて、入国拒否を実施 ・アルバニア、アルメニア、イスラエル、インドネシア、英国、エクアドル、エジプト、オーストラリア、カナダ、韓国、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、コンゴ民主共和国、コートジボワール、シンガポール、スロバキア、セルビア、タイ、台湾、チェコ、中国（香港及びマカオを含む。）、チリ、ドミニカ国、トルコ、ニュージーランド、パナマ、ハンガリー、バーレーン、フィリピン、フィンランド、ブラジル、ブルガリア、ブルネイ、米国、ベトナム、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボリビア、ポーランド、マレーシア、モルドバ、モロッコ、モンテネグロ、モーリシャス、ラトビア、リトアニア、ルーマニアに滞在歴がある外国人(4/3) ●政府対策本部において ・「水際対策の抜本的強化に向けた新たな措置」を決定(3/5)閣議了解(3/6) ①中国及び韓国からの入国者に対し、検疫所長の指定する場所で14日間待機し、国内の公共交通機関を使用しないよう要請 ②中国又は韓国からの航空旅客便の到着空港を成田国際空港と関西国際空港に限定すること等を要請 等 ・「水際対策強化に係る新たな措置」を決定(3/18,23)、閣議了解(3/19) ①シェンゲン協定加盟国等からの入国者に対し、検疫所長の指定する場所で14日間待機し、国内の公共交通機関を使用しないよう要請 等 ②米国全域からの入国者に対し、検疫所長の指定する場所で14日間待機し、国内において公共交通機関を使用しないよう要請 ・「水際対策強化に係る新たな措置」を決定(4/1) ①検疫の適切な実施を確保するため、外国との間の航空旅客便について、減便等により到着旅客数抑制を要請 等 			<ul style="list-style-type: none"> ・入国拒否対象地域の追加、検疫の強化、航空機の到着空港の限定等及び査証の制限等について周知するとともに、該当地域からの帰国者も対象となる検疫の強化について、旅行者に対し遺漏なき対応を行うよう周知を依頼(3/6) ・外務省が海外のクルーズ船に乗船予定者に対する感染症広域情報を発出したことを受け、最新の情報の把握と乗船の延期を含む安全確保に万全を期すよう要請(3/13) ・政府が行う水際対策強化に係る新たな措置について、周知徹底を行うよう要請(3/18,23) ●宿泊業関係団体に対し、米国、欧州、中東、アジアの諸国からの入国者に対する検疫の強化に伴い、14日間の待機要請の対象国に滞在していたことのみを理由として宿泊を拒むことはできないこと等について周知依頼(3/19,25,27) 			
国内感染拡大防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルスに係る厚労省コールセンターを設置(1/28) ●二類指定感染症の指定(2/1) ●検疫法上の隔離措置等を可能とする政令改正(2/13) ●PCR検査の対象を拡大(2/17) ●厚労省から、新型コロナウイルス感染症について、帰国者・接触者相談センターに相談する際の「相談・受診の目安」を公表(2/17) ●厚労省から、「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」を公表(2/20) ●政府対策本部において、多数の方が集まるような全国的なスポーツ、文化イベント等については、大規模な感染リスクがあることを勘案し、今後2週間は、中止、延期又は規模縮小等の対応を要請(2/26) 	<ul style="list-style-type: none"> ●航空会社、空港会社等に対し、 ・チャシによる、利用者への感染対策の周知を協力要請(2/7) 	<ul style="list-style-type: none"> ●港湾管理者及び港湾関係事業者団体に対して、 ・感染対策(マスク着用、手洗い励行等)に係る協力を要請(1/24,30,2/6) ・旅客船ターミナル等不特定多数の者が集まる施設への消毒液の設置等の感染対策を要請(2/12) ●内航旅客船事業者団体に対して、 ・船内での飲食を行う旅客船等について、まん延防止等の対策を徹底するよう周知(2/14) 	<ul style="list-style-type: none"> ●宿泊業関係団体等に対して、 ・新型コロナウイルスに関する基本的な情報や手洗いうがい等の対策ポイント等について、宿泊者への情報提供のための多言語チャシの配布を要請(1/27) ・新型コロナウイルス対策のために事業者が日頃留意すべき事項、新型コロナウイルスへの感染が疑われる宿泊者が発生した場合の対応方法、感染が疑われる宿泊者に接触対応した場合等の従業員の対策を記載した「旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について(厚生労働省通知)」を配布し、宿泊事業者に周知を要請(2/5,6) ・ビュッフェスタイルによる飲食の提供に関して、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解を周知依頼(3/17) ●観光関係団体等に対して、 ・従業員等の感染予防策の徹底(マスク着用、手洗い励行)及び感染した際の報告を要請(1/30) ・観光案内所、宿泊施設等における、アルコール消毒液の設置をはじめとした利用者に係る感染対策の実施を徹底するよう要請(2/13) 	<ul style="list-style-type: none"> ●鉄軌道事業者に対して、 ・職員や一般利用者への感染予防策(マスク着用、手洗い励行、消毒液の設置)の徹底、従業員等が感染した場合の速やかな報告を要請(1/31,2/24) ・新幹線駅・主要な在来線駅の構内における消毒液の設置をはじめとした利用者の感染対策を要請(2/12,14,24) ・利用者に対し、駅構内や車内におけるアナウンスを通じ、テレワークや時差出勤の呼びかけを行うよう要請(2/24) ・乗務員や駅係員等に咳や発熱等の症状の有無を確認するなどにより、健康状態を確実に把握するよう要請(2/24) 	<ul style="list-style-type: none"> ●バス、タクシー等の関係業界団体に対して、 ・チャシによる、利用者に対する感染症対策(手洗い、咳エチケット)の周知を協力要請(2/7) ・始業点呼時の体調確認や有症時の乗務中止・医療機関の受診を要請(2/15) ・車内換気に努めていただくよう要請(3/6) ・感染予防策(マスク着用、手洗い励行)を徹底するよう要請(1/21,27,28,30,2/13) ●武漢からのツアー情報に基づき、運行したバス事業者に連絡して、運行したバス運転手等の健康状態を調査し、発症事例がないことを確認(2/12) 	<ul style="list-style-type: none"> ●国土交通省・関係法人や所管業界団体等に対し、感染症対策の徹底等を周知 ・各地方支分部局及び高速道路会社に対し、道の駅、バスタ、高速道路のSA・PA等における通常の感染症対策の周知及び消毒液の設置等を要請(1/31,2/13) ・建設業関係団体、不動産業関係団体等に対し、大規模商業施設や住宅展示場等の不特定の人や職員が訪れる施設、営業所、事業所、工事現場、寮等における消毒液設置等の感染症予防対策の実施を徹底するよう要請(2/13,14)

	政府全体の動き等 ・政府対策本部設置(1/30) ・国交省対策本部設置(1/30)	航空 関係	船舶関係 (海事、港 湾、海保)	観光関係	鉄道関係	自動車関係	その他の分野
国内感染拡大防止対策	<p>●総理より、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国すべての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、春休みに入るまで、臨時休業を行うよう要請(2/27) ・全国規模のイベントについては、専門家会議の判断が示されるまでの間、今後概ね10日間程度は、引き続き中止、延期又は規模縮小等の対応を要請(3/10) ・主催者が専門家会議の見解を踏まえた判断を行う場合には、「感染対策のあり方の例」も参考にするとともに、引き続き、感染拡大の防止に十分留意するよう要請(3/20) <p>●第201回国会において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」が成立・公布(3/13)、施行(3/14)</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・「3つの密」を避けるための取組の徹底等を要請(4/3) ●旅行業協会、通訳案内士団体等に対し、関係者へ手洗い・うがい、マスクの着用、消毒の実施などの感染症拡大防止策の周知徹底を要請するとともに、ツアー催行にあたっての感染拡大防止対策の実施について周知徹底を要請(3/23) ・ツアー開始前 旅行者がツアー中に発熱や咳などの症状を発症した場合は、速やかに乗務員若しくはガイドへ報告するよう説明すること等 ・ツアー中 乗務員・ガイドのマスク着用、定期的に車両の窓を開ける等換気を行うこと等 	<ul style="list-style-type: none"> ●鉄軌道事業者に対して、 ・職員や一般利用者への感染予防策(マスク着用、手洗い励行、消毒液の設置)の徹底、従業員等が感染した場合の速やかな報告を要請(1/31,2/24) ・新幹線駅・主要な在来線駅の構内における消毒液の設置をはじめとした利用者の感染症対策を要請(2/12,14,24) ・利用者に対し、駅構内や車内におけるアナウンスを通じ、テレワークや時差出勤の呼びかけを行うよう要請(2/24) ・乗務員や駅係員等に咳や発熱等の症状の有無を確認するなどにより、健康状態を確実に把握するよう要請(2/24) 	<ul style="list-style-type: none"> ●バスの関係業界団体に対して、 ・バスターミナル等における、アルコール消毒液の設置をはじめとした利用者に係る感染症対策を要請(2/13) ・バスターミナル等におけるアナウンスを通じ、テレワークや時差通勤の呼びかけを実施(2/25) ●厚労省、経産省やマスクメーカー等と調整し、 ①12,000枚のガーゼマスクをタクシー事業者に(2/21)、 ②約10万枚の不織布マスクをタクシー事業者に(3/6~10)、 ③約70万枚のガーゼマスクをバス・タクシー事業者に(3/21~28)、 ④約20万枚のガーゼマスクをバス・タクシー事業者に(4/1~)、 それぞれ発送 ●自動車検査証の有効期間の延長 ・令和2年2月28日から3月31日までの自動車について、全国一律に令和2年4月30日まで伸長(2/28) 	<ul style="list-style-type: none"> ●国営滝野すずらん丘陵公園の管理主体に対し、新型コロナウイルス感染症対策に伴う臨時閉園期間中における物販・飲食施設等の収益施設の国有財産使用料の全額減額を通知(3/30) ●直轄工事及び業務について、国交省の発注担当部局に対し、 ・感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について通知し、他の公共工事発注者に対してもこの措置内容を参考周知(2/27,3/11,19) ・国交省の発注担当部局に対し、直轄工事及び業務の入札等の手続に関し、ヒアリング省略等の対応について通知(3/2,19) ・公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進について通知し、他の公共工事発注者や建設業界関係団体に対しても参考周知(3/11) ・直轄工事及び業務に係る検査、打ち合わせ等を可能な限りWEBを活用するほか、対面で行う場合はマスクを着用し最小限の人数で実施する等の適切な対応をとることを要請し、地方公共団体等に対しても、参考周知(2/28) ●建設業関係団体等に対し、下請契約においても、建設工事の一時中止・延期等に際しては、工期の見直しや一時中止の措置等を適切に講ずる等、元請・下請間の取引の適正化のより一層の徹底に努めるよう要請するとともに、地方整備局等及び都道府県の建設業所管部局にこれを周知(3/11) ●地方支分部局及び(独)日本高速道路保有・債務返済機構に対し、 ・道路占用手続きの許可期間及び工事期間の延長手続きの簡略化等に関する事務連絡を発出(3/3) ●地方整備局等に対して、河川法許可手続の一部について、FAXやメールによる申請書の提出を可能とする等、弾力的に運用するよう通知(3/4) ●国土交通省・関係法人や所管業界団体等に対し、 ・その職員等を対象として、 ①「相談・受診の目安」の内容を周知(2/17) ②「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」の内容を周知(2/20) ・所管施設の利用者への感染予防策やテレワーク、時差出勤等への協力の呼びかけ(2/26,3/31) ・多数の人が集まる全国的なイベント等の開催について、当面の間、中止、延期又は規模縮小等の対応等を要請(2/26,27) ・全国規模のイベントについて、今後概ね10日程度は、引き続き中止、延期又は規模縮小等の対応を要請(3/10,11) ・第10回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年4月1日)を踏まえ、地域ごとの蔓延の状況を判断する際に考慮すべき指標等や「3つの密」を避けるための取組の徹底等を周知(4/3) ●各地方支分部局に対し、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い生じた緊急な物流について、最優先で処理・決裁、迅速な許可証の交付に関する特殊車両通行許可事務の取扱いを通知(4/2) ●資格・講習における、感染拡大防止対策として、 ③宅建士試験合格者に対する登録実務講習に関し、Web講習等による代替措置に関する取扱いを当該講習実施機関に対して通知(3/6) ・監理技術者については、 ①登録講習機関に対し、当面の間、講習を延期するよう要請(2/27,3/23)。また、建設業団体等に対し、監理技術者が短期間現場を離れても差し支えないこと等を明確化(2/28) ・マンション管理業務主任者については、 ①主任者試験合格者に対する登録実務講習に関し、講習の延期の検討等を求める旨(2/28,3/13)及びWeb講習等による代替措置に関する取扱いを当該講習機関に対して通知(3/6) ②登録講習機関に対し、交付講習について、自宅学習等による特例を認める旨を通知(3/3) ・不動産鑑定士については、 ①試験合格者に対する実務修習のうち集団形式等で行われるものに関し、当該実務修習機関に対し、十分な感染防止対策の実施又はインターネット等を活用した代替措置の検討を求める旨通知(3/16)

	政府全体の動き等 ・政府対策本部設置(1/30) ・国交省対策本部設置(1/30)	航空関係	船舶関係 (海事、港湾、海保)	観光関係	鉄道関係	自動車 関係	その他の分野
<p>影響回復</p> <p>・インバウンド対応 ・風評対策 ・需要回復策 等</p>	<p>●政府対策本部において「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」を決定(2/13)</p> <p>●政府対策本部において「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策(第2弾)」を決定(3/10)</p>		<p>●全国140の自治体の首長で構成される「全国クルーズ活性化会議」の会員に対し、クルーズ船の寄港中止による地域経済への影響等の課題について、情報提供を依頼(1/30)</p>	<p>●感染症等を起因とした外国人観光客等の減少等、経営環境の変化に直面している宿泊事業者・旅行者等の不安を解消するため、事業者の状況や要望を聞き取り、活用可能な支援策の紹介や関係部局と連携した支援を行う特別相談窓口を地方運輸局等に設置(1/31, 2/17)</p> <p>●国内旅行を検討されている方に対し、正確な情報発信を行うとともに、情報入手先および旅行中の感染症対策について案内(2/14)</p> <p>●宿泊業関係団体に対し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊事業者向け支援内容の周知を依頼(2/26, 3/1) ・新型コロナウイルスを理由とする宿泊予約の取消に係るキャンセル料が払われない事例が多発していることを受け、予約者の判断によるキャンセルである場合においては、当事者間で特約がない限り、キャンセル料を収受できるとする見解について周知依頼(3/19) <p>●観光関係団体に対し、宿泊事業者向け支援内容の周知を依頼(3/2)</p> <p>●旅行業関係団体等に対し、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者への支援策(「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－」)について周知(3/11)</p> <p>●旅行業界等に対し、公租公課等(国税・地方税、社会保険料、上水道・下水道、NHK受信料等)の支払い猶予の措置等に関する各省庁の対応について周知を行うよう要請(3/23)</p> <p>●旅行業協会等に対し、新型コロナウイルスの影響を受けた旅行者に対する登録の更新手続きについて、柔軟的な対応を行うことを周知(3/27)</p>	<p>●鉄道事業者に対して、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セーフティネット保証5号の指定業種に「普通鉄道業」及び「軌道業」が新たに支援策の対象になった旨、周知(3/16) 		<p>●国交省の調達担当部局及び関係法人に対し、官公需の発注に当たり、柔軟な納期・工期の設定・変更・迅速な支払への配慮を求めた「新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する官公需における配慮について(中小企業庁長官要請)」を周知(3/4)</p> <p>●所管業界団体等に対し、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例措置の対象事業者の範囲の拡大について(厚生労働省発表)」及び「新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援(新たな助成金制度)」について(厚生労働省発表)」の内容を周知(3/3,4,5)</p> <p>●不動産関連団体を通じて、賃貸用ビルの所有者等に対し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食店等のテナントの賃料の支払いについて柔軟な措置の実施の検討を要請(3/31)